

熟年者徘徊探索サービス事業の業務協定に係る質問及び回答

質問	回答
弊社の機材はレンタルでのサービスは行っておらず、利用者に購入いただきます。認識に相違はありませんか。	機器及び充電器等の貸出しを想定しています。
お見積りの金額につきまして、月額利用料でのお見積りになつてありますが、弊社製品は、1年目は、お買い上げの際に、端末の初期費用 + 月額利用料（初年度1年分をまとめて）の料金をお支払いいただき、ご利用いただいています。月額での料金設定ではないのですが、問題ございませんでしょうか。また、次年度以降は、継続のご意向があった場合はアプリ内課金が発生します。 問題ない場合は、お見積書作成について別途ご教示いただきたいです。	本事業は、事情により利用期間が短くなる方もいることを踏まえ、買い上げは想定しておらず全て貸し出しとしています。そのため、月額で協定額を設定しており、月額とは別に費用負担することは出来ません。なお、区からの助成金の支払は月毎になります。また、協定想定金額は、必要となるもの全てを含む金額にしてください。
応募資格（2）「過去3年間において、同種の業務または類似の業務実績を有すること」とありますが、弊社のシステムは、2025年4月にリリースしたシステムになります。しかしながら、販売実績として、自治体様での補助対象の機材としてご承認いただき、お買い求めいただいたケースが複数件ございます。そのような状況でも、参加可能でしょうか。	令和5年度から現時点まで、継続して実施していることが必要です。同種の業務または類似の業務実績をご提出ください。
本事業における利用者と事業者間の契約手続きについて。弊社のサービスでは、利用者からの「新規登録(同意のチェック)」をもって、個別の「契約書」の締結を省略する運用を想定しております。本事業における利用契約の要件には、書面による個別契約が含まれますでしょうか。あるいは、区への申請・同意プロセスに準ずる形でも要件を満たすと判断いただけますでしょうか。	利用者と事業者間の契約が成立するのであれば、契約方法に制限はありません。ただし、利用者が契約の内容や条件等を理解できるよう説明してください。
募集要領「9 応募書類等とその作成について」実績一覧表の提出が必要ですが、別紙の会社概要の中にある主な実績に記載した内容以上の詳細が必要でしょうか。	令和5年度から現時点まで、主な契約自治体名の記載がある事業実績報告をお願いします。